

千葉県立保健医療大学教員資格審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学教員選考規程第3条により、千葉県立保健医療大学教員資格審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教員候補者の公募
- (2) 応募者の資格審査
- (3) その他、応募者の資格審査に関し必要な事項

2 委員会は前項の資格審査が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告するものとする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教員選考を必要とする学科・専攻から教員2名とし、そのうち少なくとも1名を教授とする。
- (2) 共通教育運営会議（以下「会議」という。）を構成する教員の選考の場合は、会議から教員2名とし、そのうち少なくとも1名を教授とする。
- (3) 教員選考を必要とする学科・専攻以外の学科・専攻から教授4名とする。ただし、会議を構成する教員の選考の場合は、学科・専攻から教授5名とする。

2 助手の選考は、当該学科・専攻の教授、准教授、講師のうちから教員3名とする。

3 委員は、教授、准教授、講師の職位にあるものとする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員の任期は、教授会によりその任を解かれたときまでとする。

4 委員の欠員が生じたときは、前条の規定により補充する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。